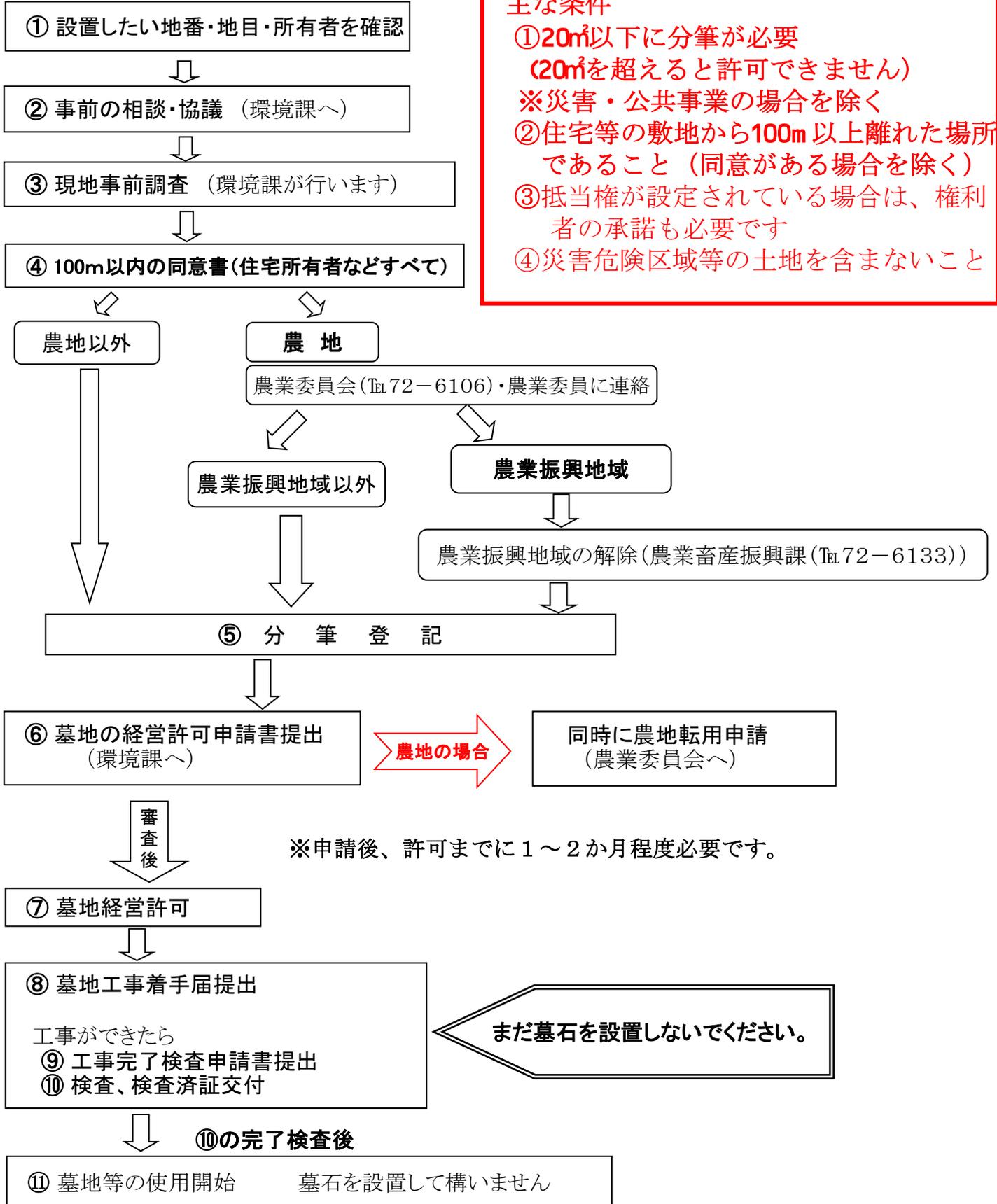


墓地事前手続・許可手続の主な流れ

◎墓地を新しく設置する場合

主な条件

- ① 20㎡以下に分筆が必要
(20㎡を超えると許可できません)
※災害・公共事業の場合を除く
- ② 住宅等の敷地から100m以上離れた場所
であること(同意がある場合を除く)
- ③ 抵当権が設定されている場合は、権利
者の承諾も必要です
- ④ 災害危険区域等の土地を含まないこと



※古い墓地からお骨を移動する(改葬する)場合は、「改葬許可」が必要です。

○墓地(改葬も含む)に関するお問い合わせ・・・環境課(Tel 72-6124)